

防犯灯

マニュアル



【令和5年9月更新】

糸島市 危機管理課

TEL 092-332-2110

Fax 092-324-0239

E-mail kikikanri@city.itoshima.lg.jp

目 次

1	防犯灯ってなに？	2 ページ
2	防犯灯の種類	2 ページ
3	防犯灯の故障や球切れを発見したら	3 ページ
4	防犯灯の電気料負担	4 ページ
5	防犯灯を新設したい	5 ページ
6	防犯灯に関する規定	5 ページ
7	市内にある防犯灯以外の照明灯	6 ページ
8	参考資料	8 ページ

1. 防犯灯ってなに？

防犯灯とは、夜間における市民の安全な通行と犯罪・交通事故などの防止を図る街灯のことです。設置場所によって、電柱にバンドで取り付けしたものや、専用の柱を立て、取り付けたものがあります。



電柱に添架してある防犯灯



専用柱に添架してある防犯灯

2. 防犯灯の種類

防犯灯は、すべてLEDとなっており、令和5年3月現在、市内に約9,600本設置され、市（危機管理課）と行政区等により維持管理しています。



LED

3. 防犯灯の故障や球切れを発見したら？

防犯灯の故障や球切れを発見したら、危機管理課までご連絡をお願いします。

●危機管理課 電話 332-2110
メール kikikanri@city.itoshima.lg.jp

場所の特定を確実にするため、故障箇所の住所や電柱番号(※)のご連絡を一緒をお願いします。市では週当番の市内契約業者に防犯灯の修繕を発注しています。

※電柱番号とは…九州電力やNTTが付けている電柱の番号のことです。

《電柱番号、専用柱番号の見方》

【九州電力の電柱の場合】

九州電力管理の電柱番号は右写真のように「3桁の数字とカタカナ1文字と3桁数字」の番号が付されています。

(写真の電柱番号 217タ011)



【NTTの電柱の場合】

NTTの管理の電柱番号は右写真のように「漢字と数字」の番号が付されています。

(写真の電柱番号 駅前支6右5)



【九電とNTTの共用の場合（プレートが二つある場合）】

二つの内、上に貼ってあるプレートの方が
電柱の管理者です。

写真の場合は九電柱になります。

（電柱番号は217サ962）



【専用柱の場合】

右図のように市の管理番号が貼ってある場合は、
その番号の連絡をお願いします。

未貼や劣化により番号不明な場合は付近の住所等
をお伝えください。



4. 防犯灯の電気料負担

（1）市と行政区の支払い区分

市内の防犯灯のうち、国道、県道沿いや公共施設（市道及び法定外公共物を除く）に設置している防犯灯は市が電気料を負担します。また上記に関わらず、4月から翌年3月までに新たに設置し、又は開発業者などから寄附で受け入れた防犯灯の電気料については、当該設置年度のみ市が負担します。

上記以外（市道など）に設置している防犯灯は、その設置箇所の行政区等が電気料を負担します。

（2）電気料の補助金について

行政区が負担する電気料のうち3分の2以内の額を補助します。各行政区は、糸島市防犯灯電気料補助金申請書（様式第5号）により、5月分の請求書、又は領収書の写しを添付して、市（危機管理課）へ申請してください。

内容を審査後、補助金の額を決定します。

5. 防犯灯を新設したい場合

市では、行政区長からの要望により、年間 100 基程度の防犯灯を設置しています。
防犯灯設置要望から点灯までの流れは、次の①～④のとおりです。

①申請書の提出

周辺住民の要望等により、行政区として防犯灯設置が必要であると判断された場合、行政区長が糸島市防犯灯設置申請書(様式第 1 号)に必要事項を記入の上、市危機管理課まで提出をお願いします。

↓

②現地調査

職員により現地調査を行い、防犯灯設置の必要性及び他要望箇所との優先順位を判断します。設置箇所が私有地の場合、所有者の承諾書が必要になる場合があります。

↓

③決 定

今年度中に設置すると決定した要望箇所の行政区長に連絡し、防犯灯設置工事を市契約業者へ発注し、設置します。

↓

④点 灯

防犯灯設置後、九州電力が配線及び自動点滅器を設置し、防犯灯点灯となります。

6. 防犯灯に関する規定

上記で説明しました防犯灯の設置及び維持管理並びに行政区等（行政区又は校区を単位とした自治組織をいう。）に対する電気料の補助金については、「糸島市防犯灯の設置及び電気料補助金交付規程」により取り決めています。

7. 市内にある防犯灯以外の照明灯

市内にはいろいろな街路照明灯があり、それぞれ管理者が異なります。

ここでは、防犯灯以外の主な街路灯とその管理者を紹介します。

もし球切れなどにお気づきになられたときには、それぞれの管理者へお知らせください。

②道路照明灯（アーチ型）

車両や歩行者の安全な通行を目的に、道路管理者が設置を行うものです。
国道、県道、市道によってそれぞれ管理者が異なっています。

国道

国土交通省福岡国道事務所福岡西維持出張所
(☎092-405-0468)

県道

福岡県土整備事務所前原支所
(☎092-322-2962)

市道

糸島市役所建設課
(☎092-332-2076)

※道路照明灯のポールに管理者のプレートがついています。





国交省プレート



県のプレート

③公園の照明灯

公園内の照明を目的に設置された照明灯です。公園の管理者が維持管理を行っています。

市の公園の管理課

糸島市役所都市施設課施設管理係

(☎092-332-2078)



④市営住宅・県営住宅の照明灯

市営住宅や県営住宅の施設内や施設に面した道路の照明を目的に設置されている照明灯です。

市営住宅内の照明灯の管理課

糸島市役所都市施設課住宅係

(☎092-332-2078)

県営住宅内の照明灯の管理

球替えの場合→各自治会

器具交換の場合→福岡管理事務所

(☎092-713-1683)

